

農村景観の形成を契機とした地域づくりに関する参考資料

農村は、人間が生きるために必要な食料を生産し生活を営む空間であり、多様な生態系を育む二次的自然が形成されてきた空間でもある。農村地域の二次的自然は、水田等の農地のほか、二次林である雑木林、鎮守の森、屋敷林、生け垣、用水路、ため池、畦、土手・堤等といった、環境の要素が有機的に連携し、多くの生物を育み多様な生態系が形成されるとともに、歳月を経て適切な管理と周囲の環境と調和した農地・農業水利施設等が構成要因を含め良好な農村景観を形成してきた。

このような農村の環境は、農家による農業生産活動、多様な主体による農地・水路の維持管理活動等によって保全されている。

こうした農家を含む多様な主体による地域コミュニティの活動により、維持・形成されてきた農村環境を地域の資源として、都市農村交流、環境教育、地域資源をシンボルとした農作物のブランド化等、農村環境の保全とそれを生かした地域づくりの取組に活用される事例が増加していることから、地域づくりの進め方と合意形成手法について参考となる基本的な考え方、参考事例を取りまとめ、参考資料として掲載することとした。

なお、景観法第2条第4項においては、「良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることに鑑み、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。」とされており、その基本理念として地域活性化の取組が規定されている。

また、「新たな土地改良長期計画（令和3年3月23日閣議決定）」においても、「農村は、美しい農村景観、豊かな生態系等、都市と異なる多種多様な有形無形の地域資源を有しており、土地改良事業の実施に当たっては、農村の魅力が増大するよう、地域資源を適切に保全管理しながら持続可能な形で最大限活用することが重要である」と記載されている。

1. 農村景観と地域づくり

近年、農村景観の保全又は形成の取組を通じて、地域の活性化につながる活動が多く、地域において展開されており、農業農村整備事業における景観配慮もこれらの取組を十分踏まえつつ、更なる地域づくりの活動となるよう取り組むことが望まれる。

【解 説】

近年、魅力ある農村づくりに取り組む気運が高まり、都市部にはないゆとり、安らぎ、豊かな自然、美しい景観等、農村の魅力が農村の内外で再認識されるようになってきている。これらの動きとして、美しい景観を題材にした写真展、コンクール等が、各種団体、県、市町村、NPO等で行われており、地域の魅力など固有の価値への気付きと再認識等によって、様々な活動へと展開し個性的で魅力ある農村づくり、地域の活性化につながる活動となっている。

農業農村整備事業における景観との調和への配慮も、これらの取組と活動を十分踏まえ、更なる地域づくりの活動となるよう取り組むことが望まれる。

2. 農村景観形成を契機とした地域づくり

多様な主体の参加による地域の景観形成の取組は、地域の景観形成のみならず地域コミュニティの活性化等の地域づくりへの発展が期待でき、景観配慮対策の継続的な維持管理の面からも重要である。

【解 説】

近年、国民が豊かな農村環境とのふれあいを求める一方、農村では過疎化、高齢化等に伴い、二次的自然と景観資源の質的低下が課題となっている。そのような中、農業農村整備事業、それを契機とした地域の景観形成の取組等を通じて、地域コミュニティの活性化、農村と都市の交流の活発化、地域の景観資源をシンボルとした農作物のブランド化等の地域づくりの取組が進められる事例が増加している。

このような取組は、地域の景観形成と、その活用を通じた地域資源としての意識の醸成につながり、景観配慮対策の継続的な維持管理も期待できる。

農業農村整備事業等を契機とした地域の景観形成の取組を魅力的で活力ある地域づくりにつなげていくためには、調査計画の段階から、地域住民のみならず、関係行政機関、土地改良区、環境団体等の多様な主体の参画を得て地域づくりの構想を作成し、地域全体で共通意識をもつことが重要である。

地域の景観形成の取組を契機とした地域づくりを進めるためには、活動のきっかけ、地域の景観及びそれに関わる課題を関係者間で共有することが重要である。

【参考事例①】

〔地域用水利用増進事業による、景観形成等による地域づくり〕

(立梅用水地区 (三重県多気町))

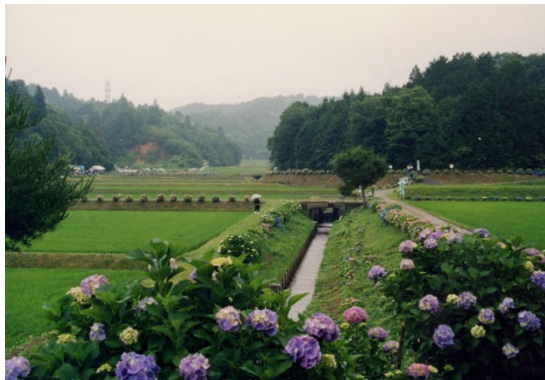
多気町勢和地域には祖先が残してくれた水や土(農業用水と農地)、それを育んだ歴史・文化といった大切なものが多く残されている。しかしながら、昭和 60 年頃、農業近代化の中で変容を遂げ、人々の関心も薄らいできた。

こうした状況を憂えた地域の人達は、「水や土」に再び目を向け守っていくことが自分達の責務だと気付き、丹生地区の住民を中心として「水や土」を再認識してもらうための活動を平成5年にスタートした。それは農地や農業用施設周辺にあじさいを植栽し、農村景観にマッチした「あじさいの里づくり」を進め、水や土にもう一度、関心と呼び戻そうと願うものである。これが地域ボランティア「あじさい倶楽部」と立梅用水土地改良区の協働による「あじさい1万本運動」の起こりで、この運動が育んだ「地域コミュニティ」の広がり、現在の勢和地域全体による「あじさいいっぱい運動」となっている。

〔あじさい1万本運動による取組の一例〕

- (1) 地域ボランティアと土地改良区が協働し、用水施設周辺へあじさい植栽を行い、特色ある景観機能の増進
- (2) 施設と農地を多面的活用した「あぜ道とせせらぎ」づくり、あじさいまつり、里山ウォーキングの開催等、広く人々の安らぎ、健康、教育及び交流の場としての機能増進
- (3) 防火・環境用水機能の増進

〔あじさいの植栽〕



〔地域ボランティアと土地改良区との協議〕



〔立梅用水ボートくんだり〕



【参考事例②】

[調整池の造成・周辺整備による景観形成を契機とした地域づくり]

(芳賀台地地区 (栃木県市貝町))

芳賀台地地区は栃木県の東部に位置する農村地帯であり、芳賀台地を中心とする約2,700haの農地において、恒常的に不足する水田及び畑への安定的な用水供給のため、頭首工、調整池、用水路等の農業水利施設の整備を行う国営事業とほ場整備等の関連事業により、地区の農業経営の近代化と営農の合理化を図ることを目的とし、農業農村整備事業が行われてきている。

国営事業により造成された、塩田調整池は、八角形の独特の形状をなし、「芳那（はな）の水晶湖」と名付けられ、その水面等は地域の新たな景観資源となっている。

塩田調整池造成を契機に、県では調整池建設に伴い発生した管理用地の円滑な維持管理と有効活用を図るため、周辺環境との調和を目指した水環境整備事業（せせらぎ水路など親水施設の整備）を展開するとともに、町では隣地に「芝ざくら公園」の造成整備がなされている。

公園の芝ざくら2.2haの植栽は地元協議会が主体となり延べ1,200人の地域住民ボランティアの参加を得て実施されるとともに、農村レストラン、交流センター、大型バスも収容できる駐車場等、約8haに及ぶ地域活性の場の拠点が整備されている。

毎年春の芝ざくら祭りが開催される時期には、町内外から20万人以上の来訪者が、一面じゅうたんを敷き詰めたような赤、ピンク、白及び紫の芝ざくらが咲く美しい景観を見に訪れ、同時に地元農産物、加工品などの直売も行われる等、農業農村整備事業を契機に地域づくりの取組につながっている。なお、このほか農作物の収穫体験などのイベントも展開されるとともに、観光協会、近隣市町村等との連携により更なる活性化の取組の拡大も期待されている。

[開花時の芝ざくら公園]



[美しい八角形の形状をなす塩田調整池]



[公園内地図]



[地域住民による植栽]



[芝ざくらまつりのチラシ]



【参考事例③】

【棚田の保全と地域づくり】

(城川町田穂地区 (愛媛県西予市))

城川町田穂（たお）地区は、愛媛県西南部、西予市城川町に位置する標高300～400mの山間地域で、かねてから城川町の「わがむらは美しく」をキャッチフレーズに景観保全活動による地域活性化に取り組んでいる。

地区内には、歴史的民俗遺産である茶堂（ちゃどう）と棚田百選に選ばれた「堂の坂（どうのさこ）の棚田」がある。また、伝統行事である虫送りの行事「実盛（さねもり）送り」などの行事も多く、農村景観と歴史文化が色濃く残る。

地区の棚田保全のため、里地棚田保全整備事業により、景観に配慮した土色のコンクリート畦畔、頭首工及び耕作道の保全整備を行うとともに、交流施設として、茶堂の改修と案内板の設置が行われている。

〔里地棚田保全事業により整備した施設〕

- 棚田保全整備 1.5ha（約100枚）
- 頭首工改修 1 か所
- 管理用道舗装 238m
- 案内板 1 基
- 茶堂改修 3 棟

地域は、棚田の保全管理、茶堂などの文化遺産、実盛送りなどの伝統行事の保存・伝承に努めながら、花いっぱい運動、キャンドルイベント等、地域コミュニティ活動を推進している。

また、平成27年には地区単独の景観計画を定め、豊かな緑に囲まれた谷間の棚田と営農を継続する集落とを一体的に保全する景観づくりを進めることを目標とするなど、景観形成を地域づくりにつなげている。

加えて、中山間地域等直接支払、多面的機能支払交付金の活用等により、棚田を中心とする農村の資源向上に努めるとともに、更なる都市住民との交流と地域の活性化が期待される。

〔田穂地区堂の坂（どうのさこ）の棚田〕



〔ほ場整備前〕



〔ほ場整備後〕



〔茶堂の整備〕



〔案内板の設置〕



〔300 年続く伝統行事「実盛送り」〕



〔農業体験〕



〔花いっぱい運動〕



〔キャンドルイベント〕



- 茶堂（ちゃどう）：かつて村の境又は峠に設置された小さなお堂で、建物の三面に壁がなく、誰でも、どこからでも上がれるのが特徴。世代を問わず村民たちの憩いの場として使われていたほか、通りがかる旅人・商人たちが村人からお茶・お菓子のおもてなしを受け、旅の疲れを癒したといわれている。
- 実盛（さねもり）送り：西日本で行われる虫送りの行事。イナゴがその化身だとされる斎藤実盛のわら人形を作り、かね・太鼓を鳴らしてあぜ道を練り歩き、川などに流して村外へ追いやるという行事。

農業農村整備事業における景観配慮技術指針 用語集

※本技術指針における用語の説明であり、一般的に使用される意味とは異なるものもある。

S f M

Structure from Motion の略称。ある対象を撮影した複数枚の写真から対象の形状を復元する技術の総称を指す。S f Mソフトウェアを使えば、複数の写真を入力することで、三次元のモデルを容易に作ることができる。

U A V

Unmanned Aerial Vehicle、無人航空機のこと、構造上、人が乗ることできない飛行機。回転翼航空機、滑空機、飛行船であって、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの。

（出典：「無人航空機（ドローン、ラジコン機等）の安全な飛行のためのガイドライン」
（国土交通省 航空局）

遠景・中景・近景

ある施設を対象として見た場合の見え方の違いであり、視点の先には常に視対象がある。

遠景・中景・近景は、景観の見え方を表す考え方で、視点場と視対象との距離による見え方の違いを相対的に捉え、分割したものである。

（出典：「農業農村整備事業における景観配慮の手引き」を基に作成）

エイジング

エイジング（aging）の一般的な使われ方は、「古くなる」「歳をとる」「熟成する」であるが、本技術指針では、時間の経過により「周辺になじむ」、「風格を発現する」という意味を含んだ用語として用いている。

（出典：「農業農村整備事業における景観配慮の手引き」）

概査

事業区域などを調査の範囲として、文献、聞き取り調査、地域景観に関する各種計画の収集等により、地域景観の概況、農家を含む地域住民の意向等を把握する調査。「景観配慮の手引き」の基礎調査に相当する。

可視領域、可視範囲

可視領域とは、ある視点からいちどきに見渡すことのできる領域。本技術指針では、整備対象施設を注視したときに的確に把握できる視野の範囲のことを指している。景観に配慮した整備を考えていく上で、様々な視点からどの部分が見え、どの部分が見えないかを明らかにすることは基本的な検討事項である。例えば、構造物を設計する際には、その構造物が重要な視点場から見える範囲に入っているか否かが問題となる。複数の重要な視点場からの可視領域の大きさ、重なり及び構造物の見え方が対象のデザイン上の条件となる。

これに対し、可視範囲とは、視点場設定の抽出範囲のことであり、地形上、地物上、移動可能範囲の3つの条件によって絞り込まれる。

（出典：「景観用語事典（増補改訂第二版）」、「景観の構造」（樋口忠彦）、
「農村における景観配慮の技術マニュアル」を基に作成）

環境点検（集落点検）

住民参加により、地域の現状と課題を把握するとともに、地域にある資源の抽出を行うもの。地域住民自らが地域の環境と景観の状況を見直す機会となり、景観配慮対策等への住民の意識醸成のきっかけにもなる。点検した成果は、地図等に整理し、課題解決策、地域資源の活用方策、景観配慮対策等の検討資料として活用することができる。

（出典：「農村工学研究 別冊農村整備用語事典（改訂版）」を基に作成）

環境との調和への配慮に関する計画（環境配慮計画）

国営事業実施地区における環境との調和への配慮の基本方針及び配慮方策を取りまとめた計画。

（出典：農業農村整備事業における環境との調和への配慮の基本方針について（平成14年3月1日付け13農振第2784号農林水産省農村振興局長通知））

（景観配慮の）基本原則

景観における配慮の基本原則として「除去・遮蔽」、「修景・美化」、「保全」、「創造」の4つがある。

（出典：「農業農村整備事業における景観配慮の手引き」）

基本構想

景観計画など既存計画との整合を図り、地域が目指す将来の地域景観の姿及び景観配慮の基本的な考え方である景観保全目標と景観配慮の方向性を示すもの。

（出典：「農業農村整備事業における景観配慮の手引き」）

肌理（きめ）

テクスチャともいい物体表面の手ざわり、肌あいなど、本来触覚を通じて感じられる対象表面の状況を表す言葉である。景観における肌理は、景観に表情を与え、対象に対する親しみや味わいを増す効果を有し、肌理そのものが景観のテーマとなることは少ないが、景観の基調を形作る要素としては重要であるとされている。

（出典：「新体系土木工学59 土木景観計画」（土木学会編））

景観（の）形成

「景観の手引き」では「景観の保全、形成」と「保全」及び「形成」分けて表現されていたが、本技術指針では「景観の形成」若しくは「景観形成」と統一整理している。これについては、平成16年施行の景観法等の法令等での表現と整合させたものであるとともに、その意味と解釈に変更はないものである。なお、景観法の第2条の5では「良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものである」と表現されている。

景観シミュレーション

色や形等の特定の要因を系統的に変化させた状態を視覚的媒体によって表現すること。例えば、街路景観における建物の高さを段階的に変化させたモンタージュ写真を用いて評価と建物高さの分析をする、あるいは構造物の色を変化させて適当なものを選ぶ場合等に用いる。

（出典：「景観用語事典（増補改訂第二版）」）

景観スケール

視対象としての景観を分析するための基本的な枠組で、「景観配慮の手引き」では視点と視対象の距離によって、視対象の近景は「小景観」、中景は「中景観」、遠景は「大景観」という景観スケールを創り出すとされている。

また、景観用語事典では、スケールを対象の大きさ（物若しくは空間の大きさ）をほかのそれとの関係によって論じる際、用いる概念とされている。スケールはそれが設置される場所の周囲に存在する物や空間との関係によって決まるもので、例え同一の大きさを持つ対象であっても、必ずしもスケールが同一になるとは限らないとされている。

（出典：「農業農村整備事業における景観配慮の手引き」、
「景観用語事典（増補改訂第二版）」）

景観特性

景観の性質を表現するものである。3つの景観要素の構成状況や歴史的・文化的な背景、地域住民の意向、デザインコードの存在状況などが総合化されて、景観として表れているものを指している。なお、整備対象施設の周辺に限定された空間の場合は景観特性と呼び、市町村レベル等の地域的な広がりの中で把握される景観特性を地域景観特性と呼ぶ。

（出典：「農業農村整備事業における景観配慮の手引き」）

景観との調和に配慮した設計

景観配慮計画などを踏まえて、良好な農村景観の形成に果たすべき役割を明確にし、農業生産基盤としての基本的条件を満たした上で、景観配慮対策を講じるため必要な設計。「景観配慮の手引き」の景観設計に相当する。

景観配慮計画

農業生産性の向上等と地域における良好な景観の形成を両立させるため、景観配慮対策、維持管理計画等を取りまとめた、事業地区における景観との調和に配慮した計画であり、その内容については環境配慮計画と整合を図りつつ、環境配慮の実行計画とするもの。

景観配慮方針

景観配慮の基本原則などを踏まえ、景観配慮の基本的な方向性を示すものであり、景観との調和に配慮した設計を立案する上での前提となる。

（出典：「農業農村整備事業における景観配慮の手引き」）

景観要素

景観構成要素

景観を構成している諸要素の3分類（「自然・地形」、「土地利用」、「施設・植栽」）を指している。景観を検討するためには、この景観要素の3分類を念頭において、具体的に景観を成立させている個別の「景観構成要素」である河川、山、農地、宅地、住宅、公園などについて把握する必要がある。

（出典：「農業農村整備事業における景観配慮の手引き」）

原風景

意識に浮かぶ風景の中で、その人のものの考え方に大きな影響を及ぼした（幼少時の）体験を思い起こさせるイメージ。常に古い記憶として存在しており、現在の自分と過去の自分とを取り結ぶイメージであり、施設整備等に当たっては、当該地域の人々の原風景を意識する必要がある。

（出典：「広辞苑第7版」）

コンピュータグラフィックス（CG）

現状の眺望景観と整備対象施設の完成予定図の両方を、コンピュータを用いて描画する方法。必要なデータさえ入力されていれば、予測は計算処理で済むことから、眺望点が多い場合、環境保全措置の複数案の比較検討を行う場合に有効である。必要とするデータが膨大になる場合がある。

（出典：「環境影響評価技術ガイド 景観」（平成20年3月、環境省））

散居集落

一戸又は少数戸ずつの住居が相当程度の距離を保ちながら分布し、全体としては集落を形成しているタイプの集落のこと。

（出典：「建築大辞典第2版」を基に作成）

色彩

色彩とは、色を感じさせる物体、光の特性、色を表現する表記法等の意味を有するが、一般には物又は光を見たときに感じられる視知覚特性のひとつである。色彩は、色味の相異としての「色相」、明るさの違いとしての「明度」、鮮やかかすんでいるかの違いとしての「彩度」という3つの属性（「色の3属性」）により知覚され判別される。「色の3属性」を模式的に整理したものが表色体系と呼ばれている。その代表的なものが3属性をコード的に表現した「マンセル表色系（値）」であり、（財）日本規格協会から「JIS 準拠標準色票」として発行され、幅広く利用されている。

（出典：「景観用語事典（増補改訂第二版）」を基に作成）

シークエンス景観

歩きながら、車を運転しながらなど、視点を移動させながら次々と移り変わっていくシーン（場面）を体験していく場合に見る景観をシークエンス景観という。道路等における景観配慮を検討する際の重要な考え方となる。

（出典：「景観用語事典（増補改訂第二版）」を基に作成）

視点・視対象・視点場

「視点」はある景観を眺めるときの人間の目の位置を代表するもので、景観配慮においては重要な視点の発見、抽出が主要な課題となる。「視対象」は眺める対象であり、木、森、地形、構造物等のあらゆるものがその対象となる。「視点場」は、視点の周囲を指し、ある視対象を見るときに、見る者が意識する空間である。

（出典：「景観用語事典（増補改訂第二版）」を基に作成）

住民参加型直営施工

農家・地域住民等の参加（参加型）で実施が可能と考えられる作業について、農家・地域住民などの参加要望に基づく、参加型で行う施工のこと。住民参加型直営施工の効果として、工事コストの縮減と農家負担の軽減が図られ、併せて造成した施設への愛着を育み、環境配慮と環境保全活動の質を高める効果が期待される。

（出典：「住民参加型直営施工による環境配慮施設の整備マニュアル」を基に作成）

スカイライン

山並み、家並み等の輪郭線。山並みの場合は稜線ともいう。地形又は建築物と空との境界線。一般に遠景ないしはシルエットとして眺められる場合を指すことが多い。

（出典：「景観用語事典（増補改訂第二版）」、「建築大辞典第2版」を基に作成）

スケッチパース

対象事業完成後の眺望景観を透視図法によって描く方法で、フォトモンタージュ法とは異なり、背景となる現状の眺望景観全体を描く必要がある。再現性はフォトモンタージュ法より劣るが、景観の状況、視野範囲を自由に設定できる。また、描く人間の描写能力により再現性が大きく左右される。

（出典：「環境影響評価技術ガイド 景観」（平成20年3月、環境省））

精査

概査結果を踏まえて、整備対象施設の周辺を調査の範囲として、現地踏査などの詳細な調査を行い、景観特性等の把握及び事業による景観への影響の把握を行う調査。「景観配慮の手引き」の詳細調査に相当する。

ゾーニング

ある空間を機能、用途等に基づいて幾つかの小部分又は区域に分類し、配置する作業のことを指す。景観配慮を検討していく上でのゾーニングは、それ自身が計画のアウトプットである場合と、それ以降に続く計画作業のベースマップとなる場合がある。

（出典：「新体系土木工学59土木景観計画」を基に作成）

多面的機能支払交付金

国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能を「農業の有する多面的機能」といい、その発揮の促進を図るため、農業者の組織する団体その他の農林水産省令で定める者が実施する事業を支援する制度。

（出典：農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律）

地域計画

地域計画は、地域の話合いにより農業の将来の在り方を考えそれぞれの地域の農業の発展に向けたマスタープランとなるもの。策定に当たっては土地利用の検討を行うため、地域の水田景観又は畑地景観といった面的な景観構成要素に影響を及ぼすことが考えられる。

（出典：地域計画策定マニュアル（農林水産省）を基に作成）

地物上の可視範囲

地物とは、天然と人工に関わらず、地上にある全ての物の概念のことで、河・山・植物・橋・鉄道・建築物・行政界・地名など、実世界に存在するものに与えられる名前のことをいう。地物は性質、継承関係、制約、関連によって記述する。

地物上の可視範囲とは、「景観配慮の技術マニュアル」によって示された、視点場の抽出における抽出3条件のひとつである。集落内の家屋群、建物群等の人工物を地物と表現し、これら地物による視対象方向の遮蔽がない、可視可能な範囲のこと。このほか、地形上の可視範囲、移動可能範囲の条件がある。

（出典：「地理情報標準第2版」（地理情報標準推進委員会・国土交通省国土地理院）を基に作成）

地理情報システム（GIS）

地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表現し、高度な分析と迅速な判断を可能にする技術である。

デザイン

デザイン（design）の一般的な翻訳は、「図案」又は「意匠」とされ、ものをつくるときの形状、表面の模様、装飾、色彩等の個々の計画及び立案を意味する。また、物と空間を「一つの統一したよい形」にまとめ上げる行為のことを指すこともある。

（出典：「景観用語事典（増補改訂第二版）」を基に作成）

デザインコード

地域の景観を形成している景観構成要素の「あり方」及びその「組合せ」についての視覚的な約束事であり、この約束事は、景観構成要素の「配置」、「色」、「形」、「素材」、「生物種」の共通性として示され、景観との調和を検討する上での重要な手掛かりとなる。

（出典：「農業農村整備事業における景観配慮の手引き」、
「農村における景観配慮の技術マニュアル」）

田園環境整備マスタープラン

地域の合意の下、市町村が作成する農村地域の環境保全に関する基本計画で、環境保全の基本方針、地域の整備計画等を定めるとともに、対象地域を「環境創造区域」（自然と共生する環境を創造する区域）又は「環境配慮区域」（工事の実施に当たり、環境に与える影響の緩和を図るなど環境に配慮する区域）に区分することとしている。

（出典：田園環境整備マスタープランの作成等に関する要領の制定について（平成14年2月14日付け13農振2513号農林水産省農村振興局長・生産局長通知）を基に作成）

二次的自然

二次林、二次草原、農耕地など、人と自然の長期にわたるかかわりの中で形成されてきた自然。原生自然に人為等が加わって生じた二次的な自然。

出典：「環境基本計画用語解説」（環境省）

二次林

伐採後再生した森林など過去に伐採等の人為が加えられ、その影響を受けている森林又は、現在も下草刈りなど継続的に人為が加えられていることにより成立している森林をいう。

（出典：「環境基本計画用語解説」（環境省））

農村環境計画

都道府県知事が策定する農業農村整備環境対策指針に基づき、市町村等が策定する環境に配慮した農業農村整備事業実施の基本構想。

（出典：農村環境計画策定要綱（平成13年5月8日付け13農振第321号農林水産事務次官依命通達））

微高地

自然の力では水が供給出来ない高地。微高地は、田の眺望に優れ多くの場合、小祠（しょうし）、神社等、神をまつる場として使われる。

（出典：「景観用語事典（増補改訂第二版）」を基に作成）

ヒューマンスケール

人間的な尺度のことで、建築、外部空間等で人間が活動するのにふさわしい空間のスケール。

（出典：「建築用語辞典（第2版）」を基に作成）

フォトモンタージュ

撮影した現状の写真上に、対象事業の完成予想図を合成して、眺望景観の変化を予測する方法。最も一般的に用いられている方法であり、再現性に優れ、適用範囲も広い。通常、対象事業の完成予定図は三次元CGで線画したものを写真上に合成し、着色する方法がとられる。

（出典：「環境影響評価技術ガイド 景観」（平成20年3月、環境省））

まなざし量

ある場所から視対象を眺める頻度（人数）、時間のことをいい、多くの人が通行若しくは立ち寄る場所の中から適切に決定する。なお、まなざし量の検討に当たっては、単にその場所から見える頻度（被視頻度）のみではなく、その場所に対する地域住民や来訪者の「思い入れ」や「関わり」など総合的に評価検討することが望ましい。

（出典：「農業農村整備事業における景観配慮の手引き」、「農村における景観配慮の技術マニュアル」）

マンセル表色系（マンセル値）

マンセル表色系又はマンセル値は、色を「色相 明度／彩度」で表記したもので、色を表現する値として一般に使われている。（例えば、マンセル表色系「5YR8.0/5.0」とは色相が5YR、明度が8.0、彩度が5.0であることを示している。）

（出典：「景観用語事典（増補改訂第二版）」を基に作成）

ワークショップ

住民参加手法のひとつ。立場や専門性の異なる住民が、農村環境整備等を目的に交流の場での自由な討議や集団的な体験を通して創造性を拡大し、計画に参加していく方法。共同作業を介し作業過程や作業目標への改善指向が芽生えることも多い。計画作成への参加は、主体的な達成感も高いため、住民による計画の担保性も高まる。ワークショップの運営に関わり、助言等を行う者をファシリテーター（進行役）という。

（出典：「改訂6版農業土木標準用語事典」）

引用文献・参考文献

【技術指針】

- 一関市（2006.3、2022.3改訂）：『一関本寺の農村景観保存計画（令和4年3月改訂）』
- ウイトルーウィウス（1979.9）：『ウイトルーウィウス建築書』（森田慶一訳），東海大学出版会．
- J.J.ギブソン（1985）：『生態学的視覚論－ヒトの知覚世界を探る』（古崎敬・古柵愛子・辻敬一郎・村瀬旻共訳），サイエンス社．
- 環境省（2008.3）：『環境影響評価技術ガイド 景観』
- 関東農政局：『拾ヶ堰排水路の整備状況－環境モニタリング調査「安曇野」地区』
- 関東農政局神流川沿岸農業水利事業所（2008.3）：『平成19年度景観配慮等基準化検討調査委託事業報告書』
- 関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所（2015.2）：『国営土地改良事業 栃木南部地区 環境配慮計画（案）』
- 関東農政局両総農業水利事業所（2005.3）：『平成16年度両総農業水利事業両総地区環境配慮対策調査検討業務』
- 九州農政局筑後川下流白石平野農業水利事業所（2009.2）：『白石平野揚水機場景観配慮等検討業務委託事業報告書』
- 九州農政局筑後川下流右岸農地防災事業所（2016.3）：『平成27年度筑後川下流農地防災事業筑後川下流右岸地区地域環境保全活動検討業務』
- 近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所・亀岡農地整備事業建設所：『明日へのステップ国営亀岡農地再編整備事業』
- 景観法制研究会編（2004.10）：『逐条解説景観法』国土交通省都市・地域整備局都市計画課監修，ぎょうせい．
- 国土技術政策総合研究所（2013.2）：『歴史まちづくりの手引き（案）』
- 国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所（2013.3）：『道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）』
- 国土交通省地域整備局都市計画課（2005.9）：『景観法の概要』
- 国土交通省・農林水産省・環境省（2024.7）：『景観法運用指針』
- 社団法人農村環境整備センター編（2010.3）：『農村における景観配慮の技術マニュアル－デザインコード活用手法－視点場設定手法－』農林水産省農村振興局整備部農地資源課監修．
- 社団法人地域環境資源センター（2013.3）：『農業農村整備事業における総合的な環境配慮ガイドライン』ランドスケープアドバイザー会議中央委員会監修．
- 社団法人農業土木学会編（2010.8）：『農業土木ハンドブック（改訂七版）』
- 佐久間節雄・中森次雄（2007.8）：『拾ヶ堰の施設整備に係る住民参加事例』農業農村工学会誌，第75巻8号，p.721-724．
- 篠原修編（2021.2）：『景観用語事典（増補改訂第二版）』，彰国社．
- 篠原修著・社団法人土木学会編（1982.6）：『新体系土木工学59 土木景観計画』，技報堂出版．
- 高橋誠一著（1981.7）：『草津市史』草津市役所．
- 中国四国農政局：『農業農村整備事業と多面的機能（愛媛県 田穂地域）』

- 道路のデザインに関する検討委員会（2017.10）：『景観に配慮した道路附属物ガイドライン』
- 農業農村整備事業計画研究会（2017.3）：『国営土地改良事業調査計画マニュアル（案）』
- 農林水産省（2021.3）：『土地改良長期計画』
- 農林水産省（2020.2、2023.3改定）：『自動走行農機等に対応した農地整備の手引き』
- 農林水産省農村振興局（2003.9）：『水とみどりの「美の里」プラン21』
- 農林水産省農村振興局（2004.8）：『美の里づくりガイドライン』
- 農林水産省農村振興局（2013.4）：『土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画「ほ場整備（水田）」』公益社団法人農業農村工学会．
- 農林水産省農村振興局企画部事業計画課（2007.6）：『農業農村整備事業における景観配慮の手引き』社団法人農業土木学会．
- 農林水産省農村振興局整備部（2015.5）：『環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針』公益社団法人農業農村工学会．
- 農林水産省農村振興局計画部事業計画課（2004.12）：『環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き 2－ため池整備－』社団法人農業土木学会．
- 農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室（2006.8）：『農家・地域住民等参加型の直営施工推進マニュアル』
- 北陸農政局佐渡農業水利事業所（2012.3）：『平成23年度佐渡農業水利事業佐渡地区環境保全検討業務』
- 三井住友建設：『PC設計NEWS No.79 左岸連絡水路橋（豊水橋）』
〈<http://www.smcon.co.jp/service/pc-sekei/>〉（参照日2024年2月28日）．
- 水土里ネット立梅用水：『あじさいいっぱい運動』
〈<http://www.tachibai.jp/ajisai/>〉（参照日2024年2月28日）．
- 宮田用土地改良区：『大江川クリーン作戦』 〈<http://www.miyatayousui.or.jp/>〉
（参照日2024年2月28日）．
- 文部科学省・農林水産省・国土交通省（2011.8）：『地域における歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針』
- 山形県遊佐町：『八ツ面川地区水環境整備事業』
- 山本徳司・福与徳文（2012）：『平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震による地域復興計画支援における景観シミュレーションの活用と役割』農村工学研究所技報，第213号，p.29-38．
- 淀川水系土地改良調査管理事務所（2011）：『亀岡農地再編整備事業環境配慮総集編』

【用語集】

- 環境省（2018.4）：『第五次環境基本計画』
- 環境省・農林水産省・国土交通省（2015.3）：『外来種被害防止行動計画－生物多様性条約・愛知目標の達成に向けて－』
- 公益社団法人農業農村工学会編（2019.8）：『農業土木標準用語事典（改訂六版）』
- 国土交通省航空局（2023.1）：『無人航空機（ドローン、ラジコン機等）の安全な飛行のためのガイドライン（令和5年1月26日付）』

- 建築デザイン研究会著（2009.12）：『建築デザイン用語事典』土肥博至監修，井上書院．
- 財団法人農村開発企画委員会・独立行政法人農業工学研究所集落整備計画研究室編（2001.4）：『農村工学研究 別冊 農村整備用語事典（改訂版）』
- 篠原修著・社団法人土木学会編（1982.6）：『新体系土木工学59 土木景観計画』，技報堂出版．
- 社団法人地域環境資源センター（2013.3）：『住民参加型直営施工による環境配慮施設の整備マニュアルー住民が自ら考え、造り、利用・管理する環境配慮の取組に向けて』
- 彰国社編（1993.6）：『建築大辞典（第二版）』
- 地理情報標準推進委員会・国土交通省国土地理院（2002.3）：『地理情報標準第2版（JSGI 2.0）』
- 新村出編（2018.1）：『広辞苑（第七版）』岩波書店．
- 農林水産省（2023.5）：『荒廃農地の現状と対策について（令和5年4月）』
 〈 <https://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/attach/pdf/index-11.pdf> 〉
 （参照日2024年2月28日）．
- 農林水産省（2025.1）：『地域計画策定マニュアル（Ver.5.2 1月28日時点）』
 （https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/manual_ver5_1.pdf）（参照日2025年2月12日）．
- 農林水産省（2007.5）：『平成18年度食料・農業・農村白書』
- 樋口忠彦（1975.10）：『景観の構造ーランドスケープとしての日本の空間ー』技報堂出版．